

第1 第61回被保護者全国一斉調査基礎調査要綱

1 目的

この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行うものである。

2 調査時点

平成19年7月1日現在とする。

3 調査客体

この調査の客体は、以下の(1)及び(2)とする。

(1) 全被保護世帯（ただし、次のいずれかに該当する世帯は調査客体としない。）

- ①保護停止中の世帯
- ②出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費及び生活扶助の移送費等一時的性格を有する扶助のみを受給している世帯
- ③保護施設に入所又は利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯

(2) 調査時直近1か月間における全保護廃止世帯

4 調査事項

調査事項は、第61回被保護者全国一斉調査基礎調査票（様式1。以下「基礎調査票」という。）の事項とする。

様式1（参考表①）・・・全被保護世帯

様式1（参考表②）・・・調査時直近1か月間における保護廃止世帯

なお、都道府県・指定都市・中核市において必要とする事項については、本調査の附帯調査として追加して差し支えない。

5 調査方法及び基礎調査票の記入

福祉事務所の地区担当員が「第3 基礎調査票の記入要領」に基づき、各自が担当する調査客体について、平成19年7月1日の保護の決定状況により必要な事項を基礎調査票に記入する方法で実施する。

なお、7月2日以降同月14日までの間に、7月1日以前の日付で保護の開始、廃止、停止及び変更の決定が行われたときも同様とする。

6 調査票（様式2）の作成、審査及び提出

(1) 福祉事務所は記入された基礎調査票の内容を「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の1に基づき審査した上、集計を行い、この結果を様式2による調査票（第1表～第10表）（以下「調査票」という。）に記入すること。

なお、調査票を作成する際には、「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の2に示す各表間の整合性がとれているか確認すること。

作成した調査票は、提出表（様式3）を添えて、都道府県・指定都市・中核市本庁に提出する。

（参考表①②の提出は必要ありません）

(2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は、福祉事務所から提出された調査票の枚数と提出表との審査を行うとともに、調査票の内容を「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の2に基づいて審査し、福祉事務所ごとに提出表と調査票をまとめ、平成19年9月10日までに厚生労働省社会・援護局保護課に1部提出する。

なお、提出表及び調査票の提出にあたっては、電子媒体によってこれを行うことができる。

また、都道府県・指定都市・中核市において附帯調査の実施を予定している場合は、その調査票、記入要領及び集計結果表を提出するものとする。

7 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。

